

福岡市技能職団体連合会技能奨励賞表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、永年同一職業に従事し、技能の研鑽、後進の指導育成等に努め、業界の発展に功績をあげている優れた技能者を、福岡市技能職団体連合会会長が表彰するため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称等)

第2条 表彰の名称は、技能奨励賞といい、各年度に1回表彰する。

(表彰の基準)

第3条 技能奨励賞は、次の各号のすべてに該当する者について表彰する。

- (1) 福岡市技能職団体連合会（以下「本会」という。）に加入している団体に所属している技能者のうち、表彰の行われる年度の4月1日現在において、同一職業に20年以上従事している者で、年齢が40歳以上の者
- (2) 優れた技能を有し、他の技能者の模範になると認められる者で、次のいずれかに該当すること。
 - ① 技能検定等の資格を保持している者
 - ② 技能競技の大会等で優秀な成績をおさめた者
 - ③ 技能の優秀なことを証明する報道関係等の証拠書類があること。
 - ④ 技能の優秀なことを同業関係者が証明できること。
- (3) 現在も技能者として、優れた技能を必要とする職業に従事していること。
- (4) 福岡市域外で次の地域（福岡都市圏広域行政区域）に居住、又は事業所に勤務する者は表彰の対象として取り扱うことができる。
 - 糸島市
 - 大野城市、春日市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市
 - 古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
 - 宗像市、福津市

(表彰の対象外)

第4条 前条の基準に該当するにも拘らず、次のいずれかに該当する者は、表彰の対象外とする。

- (1) 過去において福岡市長、福岡県知事、大臣の表彰を受賞している者
- (2) 人格、生活態度等に非難されるものがある場合

(推 薦)

第5条 第3条の基準に該当する者があると認める本会加入団体の代表者は、別紙様式の推薦書類により、本会の会長に推薦するものとする。

2 被表彰候補者推薦数は、原則として別表の基準によるものとする。

3 1 団体あたり 2 名以上の推薦があり表彰されるときは、2 名以上の分の表彰の経費の一部については、推薦団体の負担とする。

(選考)

第 6 条 本会の会長は、推薦を受けたときは常任理事会で選考し、被表彰者を決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成 4 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 8 日から施行する。

別表：被表彰候補者推薦数基準

加入団体の従業員数区分	推薦数
1,000人未満	1名
1,000人以上 2,000人未満	2名以内
2,000人以上	3名以内